

[事案 17-25] 祝金支払無効・契約者貸付無効確認請求

- ・平成 17 年 12 月 21 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 4 月 19 日 裁定不開始（訴訟）

< 事案の概要 >

契約者が知らないうちに作成されたカードにより行われた契約者貸付によって生じた損害賠償を求めて裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

元の妻が、契約者である自分に無断で相手方会社のカードを作成し、無断で「契約者貸付」、「生存給付金払出し」を行ったが、契約者の意思確認をせずにカード作成に応じたことは保険会社の落ち度（書類の確認ミス、契約者本人への連絡確認不足）であるから、落ち度によって生じた損害の補償を求める。

< 保険会社側の主張 >

配偶者による手続きではあるが、カード作成に当たっては、保険証券と印鑑証明書（実印）の提出により申込みがされており、カードは「配達記録郵便」で届け出いただいている住所に送付している。また、配偶者が夫の生命保険の加入を了知のうえ生命保険のカードの申込手続きをする行為は不自然ではなく、通常は代理権があると考えるのが自然であり、発行は有効とする判断は正当なものであり、結論に変更の余地はなく、司法機関の判断（裁判）により解決を図りたい。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、保険会社が訴訟により解決を図るとの届出について相当の理由があると認め、申立人に対し「申立人、相手方会社以外の第三者の証言等の事実認定を行う必要があるため、訴訟や民事調停による解決を図ることについて相当の理由があると認め裁定を開始しない」旨の通知を行った。